

労働保険関係届出事項一覧

平成23年4月1日現在

届出事項	届の種類	提出期日	提出先	備考
労働保険(雇用保険・労災保険)の年度更新	労働保険概算確定保険料申告書	6月1日～ 7月10日	労働基準監督署等	保険料を納付
任意適用事業が雇用・労災保険に任意加入する場合	労働保険任意加入申請書	そのつど	労働基準監督署 または 公共職業安定所	雇用保険の場合は $\frac{1}{2}$ 以上の同意書添付
2つ以上の断続事業について保険関係の一括扱いを受けようとする場合	継続事業一括認可申請書	そのつど	労働基準監督署 または 公共職業安定所	
被保険者を採用した場合	雇用保険被保険者資格取得届	採用した日の属する月の翌月10日まで	公共職業安定所	
被保険者が転出入した場合	雇用保険被保険者転勤届	その事実のあった日の翌日から10日以内	公共職業安定所	
被保険者が退職(死亡)した場合	雇用保険被保険者資格喪失届	その事実のあった日の翌日から10日以内	公共職業安定所	退職の場合原則離職証明書を添付
従業員が業務上負傷したとき	療養補償給付たる療養の給付請求書	すみやかに	労災指定病院等經由所轄労働基準監督署長	5号様式
事務所の名称・所在地を変更した場合	労働保険名称・所在地等変更届 雇用保険事業主事業所各種変更届	その日の翌日から10日以内	労働基準監督署 または 公共職業安定所	
業務上の負傷又は疾病のため、4日以上休業し賃金を受けられない場合	休業補償給付支給請求書 休業特別支給金支給申請書	そのつど	労働基準監督署	8号様式、休業4日目より平均賃金の80%を支給
被保険者の氏名が変わった場合	雇用保険被保険者氏名変更届	すみやかに	公共職業安定所	
被保険者証をなくしたり、損傷した場合	雇用保険被保険者証再交付申請書	遅滞なく	公共職業安定所	
賃金総額の見込額が2倍を超え、かつ、保険料の差額が13万円以上の場合	労働保険増加概算保険料申告書	見込額が増加した日から30日以内	労働基準監督署等	保険料を納付
中小事業主が労災保険に特別加入しようとする場合	労災保険特別加入申請書 (中小事業主等)	そのつど	労働基準監督署	事務組合に事務委託する事業主に限る
業務上の負傷等事故が起きたとき	労働者死傷病報告	各四半期分をまとめて最後の月の翌月末日	労働基準監督署	休業3日以内 (様式第24号)

法律の改正にご注意下さい。

業務上の死亡・負傷等事故が起きたとき	労働者死傷病報告書	遅延なく	労働基準監督署	死亡、休業4日以上 (様式第23号)
一括有期事業が前月中に開始した事業についての報告	一括有期事業開始届	翌月10日までに報告	労働基準監督署	
雇用保険の適用事業所を廃止した場合	雇用保険適用事業所廃止届	その日の翌日から10日以内	公共職業安定所	全従業員の資格喪失届
労働保険料の確定申告の結果、過納額があり、その還付を請求する場合	労働保険料還付請求書	確定保険料申告書提出時の翌日から10日以内	労働基準監督署經由で都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏	
労働保険の適用事業を廃止した場合	労働保険確定保険料申告書	廃止の日から50日以内	労働基準監督署または都道府県労働局	事業廃止時までの確定保険料を算出し申告する
資格取得年月日等を間違っして届出した場合	雇用保険被保険者資格取得等届訂正願等	遅滞なく	公共職業安定所	被保険者証、関係書類を提出